

# 官報

(号外)  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔法律〕

- 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律(七九)
- マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律(八〇)
- 宅地建物取引業法の一部を改正する法律(八一)
- 労働安全衛生法の一部を改正する法律(八二)
- 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(八三)
- 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(八四)
- 地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律(八五)

### 〔政令〕

- 国土交通省組織令の一部を改正する政令(二一九)
- 道路法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(二二〇)

九 八 六 五 三 二 一

- 道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令(二二一)
- 東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部を改正する政令(二二二)
- 予算決算及び会計令の一部を改正する政令(二二三)
- 水循環基本法の施行期日を定める政令(二二四)

### 〔省令〕

- 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(二二五)
- 診療放射線技師法施行令の一部を改正する政令(二二六)
- 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令(二二七)
- 社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令
- (文部科学・厚生労働)
- 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(厚生労働七)
- 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令の一部を改正する省令(国土交通五六)
- 国土交通省組織規則の一部を改正する省令(同五七)

六 五 三 二 一

### 〔告示〕

○地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示を定める件(厚生労働二六六)

### 〔官庁報告〕

#### 官庁事項

平成二十五年年度第四・四半期予算使用の状況(内閣)  
平成二十五年年度第四・四半期国庫の状況(同)

**本号で公布された法令のあらまし**

◆児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律(法律第七九号)(法務省)

- 1 題名の改正  
法律の題名を、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」に改めることとした。
- 2 児童ポルノの定義  
児童ポルノの定義のうち、第二条第三項第三号の規定を改め、「衣服の全部又は一部を着けないう児童の姿態であつて、殊更に児童の性的な部位(性器等若しくはその周辺部、臀部又は胸部をいう)が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの」とした。(第二条第三項第三号関係)
- 3 適用上の注意  
この法律の適用に当たっては、学術研究、文化芸術活動、報道等に関する国民の権利及び自由を不当に侵害しないように留意し、児童に対する性的搾取及び性的虐待から児童を保護しその権利を擁護するとの本来の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用するようなことがあつてはならないこととした。(第三条関係)
- 4 児童買春、児童ポルノの所持その他児童に対する性的搾取及び性的虐待に係る行為の禁止  
何人も、児童買春をし、又はみだりに児童ポルノを所持し、若しくはこれに係る電磁的記録を保管することその他児童に対する性的搾取又は性的虐待に係る行為をしてはならないこととした。(第三条の二関係)
- 5 自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノ所持等についての罰則  
自己の性的好奇心を満たす目的で、児童ポルノを所持し、又はこれに係る電磁的記録を保管した者(自己の意思に基づいて所持又は保管するに至つた者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。)は、一年以下の懲役又は一〇万円以下の罰金に処することとした。(第七条第一項関係)

(一) 国及び都道府県は地域自然資産区域内の土地が、国立公園の区域内に含まれるものである等の理由により、自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を図る上で特に重要であると認めるときは、当該土地を取得するよう努めるものとする。 (第一二二条関係)

(二) 国、都道府県及び市町村は、広報活動等を通じて、自然環境トラスト活動に関し、国民の理解を深めるよう努めるものとする。 (第一二二条関係)

(三) この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

9 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

四 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができることとした。 (第一四二条関係)

◆国土交通省組織令の一部を改正する政令 (政令第二一九号)(国土交通省)

- 1 政策統括官の職務を変更することとした。(第一七条関係)
- 2 土地・建設産業局総務課、企画課及び地価調査課の所掌事務を変更することとした。(第七二条、第七三条及び第七五条関係)
- 3 都市局総務課、都市政策課及びまちづくり推進課の所掌事務を変更することとした。(第八二条、第八三条及び第八六条関係)
- 4 住宅局住宅生産課の所掌事務を変更することとした。(第一一九条関係)
- 5 この政令は、平成二六年七月一日から施行することとした。

◆道路法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 (政令第二二〇号)(国土交通省)

道路法等の一部を改正する法律(平成二六年法律第五三号)の施行期日は、平成二六年六月三〇日とする。 (第一二二条関係)

◆道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令 (政令第二二二号)(国土交通省)

1 道路法等の一部を改正する法律(平成二六年法律第五三号)の施行に伴い、都市計画法施行令、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令及び建築基準法施行令について所要の規定の整理を行うこととした。(第一条、第二一条及び第三二条関係)

2 この政令は、道路法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二六年六月三〇日)から施行することとした。

◆東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部を改正する政令 (政令第二二二号)(農林水産省)

1 東日本大震災に係る特定農産加工業経営改善臨時措置法施行令(平成二九年政令第二〇八号)の特例の適用期間を平成二七年三月三十一日まで延長することとした。(第七七条関係)

2 この政令は、公布の日から施行することとした。

◆予算決算及び会計令の一部を改正する政令 (政令第二二三号)(財務省)

- 1 平成二三年度の一般会計補正予算(第三号)に計上された復興費用に関する経費であつて平成二五年度において不用となった金額等及び平成二五年度の一般会計における復興外収入に相当する額のうち復興費用等の財源に充てられなかった額を財政法(昭和二二年法律第三四号)第六条の剰余金の額の計算上控除することとした。
- 2 この政令は、公布の日から施行することとした。

◆水循環基本法の施行期日を定める政令 (政令第二二四号)(国土交通省)

水循環基本法(平成二六年法律第一六号)の施行期日は、平成二六年七月一日とする。 (第一二二条関係)

◆地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令 (政令第二二五号)(厚生労働省)

一 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律施行令の一部改正関係

1 題名に関する事項

題名を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令」に改めることとした。

(題名関係)

2 基金の財源に係る国の負担に関する事項

都道府県が設ける基金の財源に係る国の負担は、都道府県事業の内容、これに要する経費の額及び当該基金により支弁する経費の範囲その他の事情を勘案し厚生労働大臣が定めることにより算定した当該基金の財源に充てるために必要な資金の三分の二に相当する額とする。 (第三二条関係)

二 その他関係政令の一部改正関係

地方自治法施行令、地方税法施行令、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令、社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令その他の関係政令について所要の規定の整備を行うこととした。

三 経過措置

この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

四 この政令は、公布の日から施行することとした。

◆診療放射線技師法施行令の一部を改正する政令 (政令第二二六号)(厚生労働省)

- 1 診療放射線技師が検査のために用いることができる装置として核医学診断装置を加えることとした。(第一七条関係)
- 2 この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。
- 3 この政令は、公布の日から施行することとした。

◆毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 (政令第二二七号)(厚生労働省)

1 次に掲げる物を毒物に指定することとした。(第一条関係)

- (一) クロロ一二・四ジニトロベンゼン及びこれを含有する製剤
- (二) クロロ炭酸フェニルエステル及びこれを含有する製剤

- 2 次に掲げる物を劇物に指定することとした。(第二条第一項関係)
- 3 次に掲げる物を劇物から除外することとした。(第二条第一項関係)
  - (一) N-（四）シアノメチルフェニル-（一）イソプロピル-（五）メチルシクロヘキサニルボキサミド及びこれを含有する製剤
  - (二) （四）-（四）ドデセンニトリル及びこれを含有する製剤
- 4 この政令の施行に関し、必要な経過措置を設けることとした。(附則第二項及び第三項関係)
- 5 この政令は、3の規定を除き、平成二六年七月一日から施行することとした。

附則

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 地方自治法施行令の一部改正に伴う経過措置

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(以下この項及び次項において「医療介護総合確保推進法」という。附則第三条第二項の規定によりなおその効力を有することとされた医療介護総合確保推進法第一条の規定による改正前の地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号。次項において「旧介護施設整備法」という。第七七条の規定により都道府県が処理することとされている事務については、第二条の規定による改正前の地方自治法施行令(以下この項において「旧地方自治法施行令」という。第七七条第四号の三十一の二第一項及び第七七条第四号の四十九の十第一項の規定は、この政令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧地方自治法施行令第七七条の三十一の二第一項中「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」とあるのは「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第八十三号)附則第三条第二項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第一条の規定による改正前の地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」と、「介護施設整備法」とあるのは「旧介護施設整備法」と、旧地方自治法施行令第七七条第四号の四十九の十第一項中「介護施設整備法」とあるのは「旧介護施設整備法」とする。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

3 旧介護施設整備法第五条第二項に規定する交付金(医療介護総合確保推進法附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた旧介護施設整備法第五条第二項の規定により交付されるものを含む。)については、第四条の規定による改正前の補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第二条第二十四号の規定は、この政令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同号中「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)第五条第二項に規定する交付金」とあるのは、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第八十三号。以下この号において「医療介護総合確保推進法」という。第一条の規定による改正前の地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号。以下この号において「旧介護施設整備法」という。第五条第二項に規定する交付金(医療介護総合確保推進法附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた旧介護施設整備法第五条第二項の規定により交付されるものを含む。))とする。

内閣総理大臣 安倍 晋三  
総務大臣 新藤 義孝  
財務大臣 麻生 太郎  
厚生労働大臣 田村 憲久

診療放射線技師法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年六月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百二十六号

診療放射線技師法施行令の一部を改正する政令

内閣は、診療放射線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号)第二十四条の二及び第三十条の規定に基づき、この政令を制定する。

診療放射線技師法施行令(昭和二十八年政令第三百八十五号)の一部を次のように改正する。

第十七条第三号中「散腫葉」を「散腫葉」に改め、同条に次の一号を加える。

四 核医学診断装置

附則

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 田村 憲久  
内閣総理大臣 安倍 晋三

御名 御璽

平成二十六年六月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百二十七号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三十三号)第二十三条の八並びに別表第一第一八号及び別表第二第九十四号の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物指定令(昭和四十年政令第二号)の一部を次のように改正する。

第一条中第六号の十一を第六号の十三とし、第六号の五から第六号の十までを二号ずつ繰り下げ、第六号の四の次に次の二号を加える。

六の五 一―クロロ―二―四―ジニトロベンゼン及びこれを含有する製剤

六の六 クロロ炭酸フェニルエステル及びこれを含有する製剤

第一条第一項第三十二号中(170)を(172)とし、(107)から(169)までを(109)から(171)までとし、(106)を(107)とし、その次に次のように加える。

(108) (四乙)―四―ドデセンニトリル及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(105)を(106)とし、(80)から(104)までを(81)から(105)までとし、(79)の次に次のように加える。

(80) N―(四―シアノメチルフェニル)―二―イソプロピル―五―メチルシクロヘキサカルボキサミド及びこれを含有する製剤

第二条第一項中第八十三号の二を第八十三号の三とし、第八十三号の次に次の一号を加える。

八十三の二 ビロカタコール及びこれを含有する製剤

える。

附則  
(施行期日)  
1 この政令は、平成二十六年七月一日から施行する。ただし、第二項第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。  
(経過措置)

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第一条第六号の五及び第六号の六並びに第二条第一項第八十三号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十六年九月三十日まで、毒物及び劇物取締法（次項において「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。  
3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十六年九月三十日まで、法第十二条第一項（法第二十一年第二項第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

厚生労働大臣 田村 憲久  
内閣総理大臣 安倍 晋三

省 令

○文科科学省  
○厚生労働省 令第二号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）の一部の施行に伴い、社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉士に関する科目を定める省令の一部を改正する省令の公布の日から施行する。ただし、第二項第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。  
(経過措置)

文科科学大臣 下村 博文  
厚生労働大臣 田村 憲久  
省令の一部を改正する省令  
社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉士に関する科目を定める省令の一部を改正する省令（平成二十三年文科科学省令第五号）の一部を次のように改正する。

附則第一条中「平成二十七年四月一日」を「平成二十八年四月一日」に改める。  
附則 此の省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第七十一号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）の施行に伴い、並びに地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第四條第二項第二号イ、介護保険法（平成九年法律第二百三十三号）第五十一条の三第一項及び第六十一条の三第一項、診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二十六条第二項第二号、介護保険法（平成九年法律第二百三十三号）第十三条第五項並びに地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（附則第十三条）第二十条第一項及び第二十一条の規定に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成二十六年六月二十五日  
厚生労働大臣 田村 憲久

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省令の整備等に関する省令  
(地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律施行規則の一部改正)  
第一条 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律施行規則（平成元年省令第三十四号）の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則  
第一条の見出し中「第二条第二項」を「第二条第三項」に改め、同条中「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に、「第二条第二項」を「第二条第三項」に、「同条第一項」を「同条第二項」に改める。  
第二条（見出しを含む）中「第一条第三項第三号イ」を「第一条第四項第三号イ」に改める。  
第三条を次のように改める。  
（法第四條第二項第二号イの厚生労働省令で定める場所）  
第三条 法第四條第二項第二号イの厚生労働省令で定める場所は、次のとおりとする。  
一 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の四に規定する養護老人ホーム  
二 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム  
三 老人福祉法（昭和二十一年法律第九号）第六に規定する経費老人ホーム  
四 老人福祉法（昭和二十九号）第一項に規定する有料老人ホーム  
五 前各号に掲げる場所のほか、医療を受ける者が療養生活を営むことができる場所であつて、医療法（昭和二十三年法律第百二十五号）第一条の二第二項に規定する医療提供施設以外の場所  
第四條（見出しを含む）中「第四条第二項第二号イ」を「第五条第二項第二号ロ」に改め、同条第五條（見出しを含む）中「第四条第二項第二号ロ」を「第五条第二項第二号ハ」に改める。  
第六條（見出しを含む）中「第四条第二項第二号ハ」を「第五条第二項第二号ニ」に改め、同条第六號中「第四条第二項第二号イ又はロ」を「第五条第二項第二号ロ又はハ」に改め、同条第七號中「公的介護施設等を整備する」を「医療及び介護の総合的な確保のための」に改める。  
第七條及び第八條を削る。  
第九條（見出しを含む）中「第一条第二項第十号」を「第十二條第二項第十号」に改め、同条第十條（見出しを含む）中「第二十条第一項」を「第二十二條第一項」に改め、同条第十二條を「第十四條」に改め、同条を第八條とする。  
第十三條中「第二十一條第一項」を「第二十三條第一項」に、「第二十二條第一項」を「第二十四條第一項」に、「第二十五條第一項」を「第二十七條第一項」に、「第二十六條第一項」を「第二十八條第一項」に、「第二十九條第一項」を「第三十條第一項」に、「第三十一條第一項」を「第三十二條第一項」に改め、同条を第十九條に改め、同条を第九條とする。

第二条 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二十七條第一項各号列記以外の部分中「この条」の下に「及び附則第三十條」を加える。  
附則に次の三條を加える。  
（法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者の特別）  
第二十八條 特定介護サービスを受ける日の属する月が平成二十七年七月である法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者に係る第八十三號の五の規定の適用については、同条中「四月から六月まで」とあるのは「四月から七月まで」と、「一月から六月まで」とあるのは「一月から七月まで」とする。